

和解について（都市計画局関係）

遺留分減殺請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

| 当事者及び事件名 | 事 件 概 要 |
|---|---|
| 1 原告 遺留分権利者 被告 大阪市 2 東京地方裁判所 遺留分減殺請求事件 | 本市は、訴外故人の遺言により金300,000,000円の遺贈を受けることとなったところ、訴外故人の相続人である原告が、当該遺贈は、原告による本市に対する遺留分減殺請求により、原告の遺留分を侵害する金100,000,000円の限度において減殺されたとして、本市に対し、金100,000,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めていた訴訟において、このたび裁判所の和解勧誘を受けて和解するもの |

第2 和解の要旨

- 1 本市は、原告に対し、原告の本市に対する遺留分減殺請求権に基づき、金100,000,000円を支払う。
- 2 原告は、本件におけるその余の請求を放棄する。

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

遺留分減殺請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。